

注意事項

1 除外の要件

農用地区域内の土地（青地）を農用地区域から除外する場合、次の要件をすべて満たすものであること。

また、農地法・都市計画法・建築基準法など他法令による許認可等（転用許可・開発許可）の見通しのある十分な事業計画を有していることが必要である。

【農振法第13条第2項の要件】

- (1) 農用地区域外に代替すべき土地がないこと。
- (2) 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (3) 農業上の効率的かつ総合的な土地利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (4) 農業経営を営む者への土地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (5) 農用地等の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (6) 農業生産基盤整備事業による補助完了後の翌年度から、8年以上が経過していること。

※ 隣接農用地の所有者の同意書や土地改良区の同意書を添付していただくことがあります。

2 編入の要件

農用地区域外の農地（白地）を農用地区域に編入する場合、次の要件をすべて満たすものであること。

- (1) 将来とも農用地として活用を存続するものであること。
- (2) 相続税等税金対策で一時的に農用地区域に編入するものでないこと。

※ 編入した場合、おおむね10年間は、除外できません。